

苫前町では2つの任意予防接種を助成しています

ワクチンの予防効果や副反応について御理解のうえ接種をご検討ください

おたふくかぜ予防接種

令和7年度から
助成回数が増加！

①対象者 接種時に満1歳から小学校就学前までの苫前町民

②助成回数 一人につき2回まで

*日本小児科学会では、予防効果を確実にするために1歳すぎに1回、小学校入学前の1年間にもう1回、計2回接種することを推奨しています。

*おたふくかぜのワクチンは生ワクチンです。他の生ワクチンと27日以上接種間隔が必要です。

小児インフルエンザ予防接種

①対象者 接種時に生後6か月から高校3年生までの苫前町民

②助成回数 生後6か月から13歳未満 年に2回まで

13歳から高校3年生 年に1回まで

*インフルエンザのワクチンには不活化ワクチンと生ワクチンの2種類あります。
生ワクチンを接種する場合には他の生ワクチンと27日以上接種間隔が必要です。

接種から助成までの流れ

重要

①予防接種を受けた日が属する年度の年度末までに申請してください。

例) 令和7年3月1日に接種→申請期限は令和7年3月31日

②接種時に母子手帳を忘れずに！(接種記録の記載だけでなく、他のワクチン接種の有無や接種間隔を確認するために必要です)

- (1) 接種を希望する医療機関に電話で予約する(ワクチンは取り寄せのためお早めに)。
- (2) 予約日に接種する(母子手帳を忘れずに)。
- (3) 接種後、母子手帳に記載があることを確認。予防接種名が記載された領収書を受け取り保管しておく。
- (4) 苫前町役場又は古丹別支所で助成申請をする。
持ち物：母子手帳、予防接種名が記載された領収書、印鑑、振込を希望する通帳
- (5) 助成額が指定した通帳に振り込まれる(おおよそ1か月以内に振り込まれます)

うらもご覧ください

●健康被害救済制度

予防接種の副反応によって障害が発生し、または死亡した場合に「医薬品副作用被害救済制度」による補償を受けることができます。

●おたふくかぜとは

おたふくかぜは、ムンプスウイルスの飛沫感染で潜伏期間は2～3週間あり、その後痛みや発熱を伴うことがあります。年長児や成人では合併症の頻度が高くなり、最も多いのは無菌性髄膜炎で頻度は1～10%とされています。

●おたふくかぜワクチンとは

おたふくかぜワクチンはムンプスウイルスを弱毒化した生ワクチンです。副反応として耳下腺の軽度の腫れが1%ぐらいにみられます。

●定期予防接種と任意予防接種

定期予防接種：予防接種法に基づき市町村が実施します。

A 類疾病の定期予防接種は発症すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防及び集団予防に重点を置き、接種の努力義務（接種を受けるよう努めなければならないこと）が課せられています。小児の定期予防接種はA 類疾病に該当しており、個人負担はありません。

B 類疾病の定期予防接種は個人の発病または重症化の予防に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種の努力義務は課せられていません。高齢者の肺炎球菌、高齢者のインフルエンザ、高齢者の新型コロナウイルス感染症がB 類疾病に指定されており、費用の一部自己負担があります。

任意予防接種：定期予防接種以外の予防接種です。接種者や保護者の判断により接種し、費用は基本的に全額自己負担となります。苫前町では任意予防接種のうち、小児のおたふくかぜと小児のインフルエンザの助成をしています。

お問い合わせ先

苫前町保健福祉課保健係（電話0164-64-2215）



（令和7年4月）